

日本モンキーセンター友の会 会則

(名称)

第1条 本会は、日本モンキーセンター友の会（以下「友の会」）と称する。

(所在地)

第2条 本会の所在地を、愛知県犬山市大字犬山字官林 26 公益財団法人日本モンキーセンター内に置く。

(目的)

第3条 本会は、公益財団法人日本モンキーセンターの設立趣意にのっとり、霊長類等に関する調査研究、保全、環境教育、福祉等、日本モンキーセンターがおこなう公益事業を支援するとともに、附属世界サル類動物園の利用を促進し会員相互の交流を図り、博物館活動を活性化し、ひいては学術・教育・文化の発展及び地球環境の保全に寄与することを目的とする。

(会員)

第4条 会員とは、前項の目的に賛同し、この会則を承諾のうえ年会費を納入する者をいい、一般会員およびサポート会員（通称：サポーター）から成る。

2 クレジット決済、コンビニ決済で年会費を納入した会員には会員証、ID、パスワードを発行する。

(年会費)

第5条 1年間の年会費は以下のとおりとする。

区分	一般会員	サポート会員（サポーター）
大人（高校生以上）	4,000 円	5,000 円以上
小中学生	2,000 円	5,000 円以上
幼児（3才以上）	1,500 円	5,000 円以上

2 入会を希望する者は、日本モンキーセンター友の会の Web ページにアクセスし、フォームに必要事項を入力し、クレジットカード決済、コンビニ決済により年会費を支払う。来園して入会する場合は、ビジターセンターの端末にて必要事項を入力し、当日入園料との差額を現金にて納入する。上記方法で入会できない場合は、入会申込書をメール、FAX、郵送等の方法で送付し、年会費は振込にて支払う。振込手数料は申込者の負担とする。

3 納入された年会費はいかなる理由があっても返金しない。

4 2年目以降は、事前にメール等で案内をした上で、入会した月の月末に、登録されたクレジットカードより年会費の支払い手続きをおこなう。クレジットカードの登録のない会員においては、有効期限内に来園もしくは銀行振込にて年会費を支払う。

5 会員は、友の会の Web ページ上の「マイメニュー」より登録情報の確認、変更、退会手続きをおこなうことができる。「マイメニュー」の閲覧ができない会員は、日本モンキーセンターに直接連絡することで確認、変更ができる。

（会員の特典）

第6条 会員は、「写真つき会員カード」を提示することで、附属世界サル類動物園に無料で入園することができる。発行方法については第7条に定める。

2 会員は、入会の翌日より「写真つき会員カード」を提示することで、日本モンキーパークおよび日本モンキーセンター直営の「動物園・遊園地駐車場」を無料で利用することができる（大人のみ・大人1名あたり1台に限る・日本モンキーセンター開園日に限る）。

3 会員は、メールニュースやニューズレター等の媒体で情報を受け取ることができる。

4 会員は、会員限定のイベントに参加することができる。ただし材料費等実費を徴収することがある。

5 サポート会員（サポーター）は、サポーター専用ページを閲覧することができる。

（写真つき会員カードの発行）

第7条 附属世界サル類動物園への無料入園および直営駐車場の無料利用を希望する会員は、「写真つき会員カード」の発行をうけるものとする。

2 「写真つき会員カード」の発行を希望する会員は、入会手続き後に、友の会にメール、郵送等にて顔写真を送付する。友の会は送付された顔写真を挿入した「写真つき会員カード」を作成し、会員に普通郵便にて郵送する。

3 来園して入会した会員が希望した場合には、その場で顔写真を撮影し「写真つき会員カード」を発行する（所要時間1時間程度）。

4 来園せずに入会し、まだ「写真つき会員カード」の発行をうけていない会員が、世界サル類動物園への無料入園および直営駐車場の無料利用を希望する場合は、初回に限り、会員証もしくは入会したことを証明できる書類と、個人を証明できる書類（運転免許証、保険証、マイナンバーカード等）を提示することで、「写真つき会員カード」に替えることができる。なお、入園後にビジターセンターにて「写真つき会員カード」の発行をうけることを条件とする。

5 来園して現金で更新手続きをした場合は、手続き時に「写真つき会員カード」を発行する。

6 来園せずに更新した場合は、年会費の決済が証明できる書類と、個人を証明できる書類（期限の切れた写真つき会員カード、運転免許証等）を提示することで、入会時と同様の扱いが受けられる。

（会員証、写真つき会員カード、ID、パスワードの保管・紛失・盗難）

第8条 会員は、発行された会員証、ID、パスワード、写真つき会員カード（希望者のみ）を大切に保管し、紛失、盗難等のないよう努めなければならない。

2 会員は、会員証、写真つき会員カード、ID、パスワードの情報を紛失または盗難にあったときは、ただちに届け出て適切な対応をおこなう。

3 会員証、写真つき会員カード、ID、パスワードの情報が紛失、盗難その他の事由により無届の間に他人に利用され、会員または友の会に損害を生じた場合は、会員がその損害の責を負う。

（届け出事項の変更等）

第9条 会員は、氏名、住所等に変更が生じた場合には、すみやかに友の会のWebページの「マイメニュー」から、もしくは日本モンキーセンターに連絡をして変更手続きをおこなう。

(退会等)

第 10 条 会員は、友の会の Web ページの「マイメニュー」または日本モンキーセンターに連絡することによりいつでも退会できる。またクレジットカードの支払い不能等により年会費の支払いがない場合は、退会したものとみなす。

2 友の会の会員は、附属世界サル類動物園への入園時は別に定める公益財団法人日本モンキーセンター入園規定を順守する。禁止行為のあった場合は友の会は当該会員を退会させることができる。

3 退会するときは、年会費の返金はしない。

(個人情報の保護)

第 11 条 友の会は、会員の個人情報について守秘義務を負い、会員名簿を厳重に管理する。

2 友の会は、ニューズレター発送や年会費支払いに関する連絡など友の会に関する各種連絡、および会員にとって利益になると考えられる各種情報提供に、個人情報を使用することができる。

(反社会的勢力の排除・入園規定の順守)

第 12 条 友の会の会員は、自己または自己の関係者（以下「関係者」という。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力（以下「暴力団等」という。）ではないことを確認した上で入会するものとする。

2 前項に反すると認められた場合、友の会は何らの催告をすることなく、当該会員を退会させることができる。

(会則の変更)

第 13 条 友の会は、この会則を変更する場合、すみやかに友の会の Web ページに掲載するとともに、ニューズレター送付時に会員に通知する。

(附則)

この会則は平成 26 年 4 月 2 日から適用する。

(附則)

この会則は平成 26 年 7 月 15 日から適用する。

(附則)

この会則は平成 29 年 4 月 2 日から適用する。

(附則)

この会則は平成 30 年 5 月 15 日から適用する。

(附則)

この会則は 2021 年 11 月 1 日から適用する。

(附則)

この会則は 2023 年 4 月 1 日から適用する。